議事概要

＜委員会概要＞

委員会名称：企業主導型保育事業点検・評価委員会（第18回）
日　　時：令和６年９月30日（月）10:00～11:30
場　　所：こども家庭庁成育局第２会議室
出　席　者：（委員会委員）
石毛　和夫委員、高祖　常子委員、馬場　充委員、
安原　理恵委員、吉田　正幸座長、渡辺　将委員
（こども家庭庁）
藤原　朋子成育局長、竹林　悟史審議官（成育局担当）、
栗原　正明成育局保育政策課長、
大部　沙絵子成育局保育政策課認可外保育施設担当室長、
髙田　まり成育局認可外保育施設担当室室長補佐
（公益財団法人児童育成協会）
望月　弘晃業務執行理事、
藤田　智夫企業主導型保育事業本部長、
井川　健司企業主導型保育事業本部審査部長、
福本　啓介企業主導型保育事業本部指導監査部長、
佐藤　浩一企業主導型保育事業本部指導監査部調査課長
配付資料：次第
資料１　令和５年度企業主導型保育事業 補助事業の実施結果
資料２　令和５年度企業主導型保育事業 委託事業の実績

＜委員会内容＞

１．開会

（吉田座長）

・　前回から一部構成員に交代があり、　東京都について、人事異動によって、平川様から安原様に代わられた。本委員会の議事等の公表については、令和５年度及び令和６年度委託事業の指導監査業務における個別の事業者に関する事案を扱う観点から冒頭は非公表とし、委員会の傍聴等は認めないこととする。その際、個別施設名の記載は行わないが、構成員の皆様方からの御指摘事項等を記載した議事概要を作成し、後刻、公表を行うことする。当該説明終了後、公開にて、令和５年度の企業主導型保育事業について、議題として会議を行うということとさせていただく。

【各委員に諮り、了承】

２．令和５年度及び令和６年度委託事業の指導監査業務における個別事案

こども家庭庁より、事案の概要を説明。委員からの主な指摘は、以下のとおり。

・　指導監査する側の知らない間に閉園に至るような事態はあってはならず、専門的財務監査その他の機会等を通じて、極力早い段階でその予兆を発見することが望ましい。事態が起きてからではなく、防止するという視点が重要。

・　監査の拒否は通常考えられないものであり、改めてしかるべき対応をお願いしたい。

３．令和５年度の企業主導型保育事業について

【協会より説明】

資料１（令和５年度企業主導型保育事業（補助事業）について）に基づき説明。

（審査状況）

・　間接補助事業の実施結果について、前回から更新があった部分を中心に説明する。令和４年度分の完了報告審査、それから、令和６年度分の事業計画審査、それと、令和５年度の月次報告審査については、前回から変更はない。次のページについて、事業譲渡についても、前回報告したとおり。また、「子育て安心プラン」による11万人の定員が概ね達成されたこと、それから、待機児童数が全国的に減少していることを踏まえ、国の方針に基づき令和５年度も新規募集は実施していない。

（システム）

・　開発が遅延し、御心配をおかけした。前回報告したとおり、令和５年１月稼働予定だったが、開発ベンダーのほうの開発遅延などにより、審査スケジュールに支障をきさないように、あえて稼働開始を１年延長した。令和６年１月の稼働は予定どおり開始している。ただし、令和６年４月に申請・審査全機能稼働予定だったが、開発ボリュームが想定以上に増大したため、各機能の業務開始、それから、開発等の状況に合わせて、真ん中の「最終スケジュール」とあるとおり、４月から分割してリリースしている。そして、９月に全てのリリースが終了し本格稼働となっている。当初の予定の開発が終わっている。４月に概算交付申請を稼働している。それから、５月に月次報告の稼働、７月に令和５年度の完了報告を稼働、そして、８月から９月にかけて、令和４年度の消費税仕入控除税額報告などを稼働。この消費税報告は、令和４年度となっているが、これは令和４年度の完了報告の審査が終

わってから消費税の報告審査が始まるため、令和４年度の稼働はこの時期となっている。また、このシステムを導入した効果について、自動計算の仕組みの導入、それから、保育支援システムとの連携により、施設側の業務負担が軽減されている。特に保育支援システムとの連携は、約６割の保育施設をカバーしている。今後、また増えていくものと考えている。なお、付帯効果としては、協会における審査業務の負担も軽減され、より正確に審査業務を行うことができることとなっている。

（助成決定）

・　令和５年度末までに施設としては4,423、定員は10万4,888人。下のほうに各グラフ、割合をグラフで示しているが、傾向としては例年と変化はない。次に５ページ、助成決定の取消し・取りやめ、それから、休止施設の状況について。①の助成決定の取消しについては、前回から変更はない。②の取りやめについては、こども家庭庁の承認が終わったものを加え、令和５年度は、前回の17施設から38施設となっている。このうち助成金の返還が必要な施設は24施設、残りの14施設は整備費の助成がなく返還金が発生していない。続いて次ページ、③の休止施設について。こちらも前回から変更はないが、再開状況が令和５年２月末から３月末となっているため、再開施設数に変更あり。続いて７ページの財産処分の承認状況について。こちらも、令和４年度からの累計で、前回は２月末時点の施設数だったが、その後、こども家庭庁の承認が終わったものを加え、前回の137施設から164施設となっている。具体的には令和５年度の承認施設数だが、33施設から60施設と増えている。

（定員充足状況）

・　前回は、令和５年10月時点の状況だったが、直近のデータということで令和６年４月時点の状況となっている。定員充足率は71.2%。９ページに、令和４年度、令和５年度、令和６年４月の比較と、従業員枠、地域枠の定員における充足率を示している。従来から御説明しているとおり、年度の初めの４月に認可保育所への転園などを主因として充足率が低くなる。その後、７月、10月、１月にかけまして、現員数及び充足率が上昇する傾向。また、年度ごとの現員数を見ていただくと、年々増加していることが読み取れると思う。次のページ以降に、新たに、定員充足率の10%刻みの表を入れている。合計と、新たに従業員枠、地域枠別に付けている。また、10ページ、合計の部分だけだが、充足率が30%未満の施設数を５%刻みで掲載している。どのぐらいの施設があるかということで、参考に載せさせていただいている。合計で256施設、全体の約5.9%。

（児童育成協会の体制・人員推移）

・　最後に参考として、当協会の体制と人員の推移。令和６年度の体制としては、財務健全性に関する調査・指導業務について、今後一層重要性が増しているため、審査渉外室を部に昇格させている。それから、最後のページ、人員数の推移については、令和６年４月１日現在では総勢330名の体制となった。これは、監査業務やコールセンター業務の内製化を進めているため、委託の数を減らし、職員、人員が増となっている。また、内訳のほうにあるが、建築士や公認会計士を引き続き配置するとともに、保育士の増強に努め、４月１日現在で59名に保育士を増やしている。

【こども家庭庁より説明】

資料２（令和５年度企業主導型保育事業（委託事業）について）に基づき説明。

（指導監査）

・　資料Ⅱも変更点を中心に説明する。１ページ目、立入調査の実施については変更はない。合計4,417

施設全てに立入調査をしている。２ページ目、立入調査での文書指摘事項について。こちらも内容に変更はない。改善報告書の提出を求めているが、３月時点では100%ではなかったが、今回は100%になっている。３ページ目、専門的労務監査について。500施設実施について変更はない。４ページ目、改善報告書の提出率が100%となっている。労務監査の指摘事項として、厚生年金・健康保険の被保険者について適正に行われていないという指摘があるが、いわゆる不正につながるようなものは発見されず、基本的には手続きミス、遅れ、標準報酬月額が変わっているにもかかわらず手続きが遅れているといったものであった。５ページ目、財務監査について。500施設に実施し、６ページ目にあるとおり、改善報告書は100%提出していただいている。７ページ目、中長期的な主な財務監査に関する検討課題の対応について、資料に変更はない。財務監査について、中長期的検討課題があるということで、児童育成協会のほうで研究会を開いて検討していただいている。主に保育業務の運営委託費の妥当性、あるいは手順、マニュアル類、FAQの整備が必要ではないかといった検討を引き続き行っている。８ページ目、特別立入調査の実施について。数字に変更があり、最終実績としては、特別立入調査の実施は42施設。それによって、不適切保育と判断したものが18施設、不正受給・申請の過誤が29施設あると判断している。特に不適切保育への指導については、具体的な再発防止策として、設置法人による当該職員への処遇及び改善の指導、虐待防止マニュアルに沿った社内研修の実施、当該職員の配置転換、特に不適切保育を行った職員を保育の現場に関わらせないといったような指導を行っている。９ページ目、午睡時の抜き打ち調査について。実施件数606施設で、３月から変更はない。10ページ目は、午睡時抜き打ち調査での指摘事項について。この指摘事項に対する対応を今回加えさせていただいた。主な改善の事例として、配置基準に基づいて適切な配置になるように、工夫であったり新規採用を行った。それから、「教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について」、これはこども家庭庁が発出している通知だが、チェックリストやハンドブックなど園内で活用できるものがあるため、そういったものを共有したといった事例があった。

（研修）

・ 11ページ目、施設長等研修について。研修の実施内容については、前回の報告から変更はない。各研修の実施結果について、人数が増えている。特に保育士研修については、最終的には7,398名が参加。

（相談支援等）

・ 12ページ目、相談支援に関する業務について。業務内容については、電話・メールによる問合せへの対応、相談窓口に関するアンケートの実施、不適切な保育の相談窓口の設置ということで変更はなし。それぞれ数字について進捗があり、少し増えている。特に③の不適切な保育の相談窓口については、令和５年度で75件の相談があった。令和４年度は35件だったため、約２倍になった。ただ、先ほど説明したように、不適切保育自体は発生はしているものの、令和５年度において大きく増えているということではないため、こちらの窓口の周知が進んで、あるいは不適切保育に関する各施設の理解等が進んで、より通報が多くなったということではないかと推察している。13ページ目、巡回指導について。保育の質の向上等を図る観点から、保育内容等に関して巡回指導員による助言・指導を実施している。数字の変更があり、令和５年度は最終的に726施設に対する巡回指導を行った。14ページ目に、巡回指導の結果、アンケート結果等を掲載している。満足度自体は91%、89%ということで、数字が高くなっているが、個別の回答としては、巡回指導を指導監査のように感じたであるとか、もう少し話を聞く時間が欲しかったといった指摘もあるため、こういった御指摘を踏まえてよ

りよい巡回指導に今年度もしてまいりたい。最後に15ページ、審査渉外室による経営状況監査の実施について。こちらも紙の内容自体は前回から変更はない。保育事業ではなくて、いわゆる各社の本業について、任意で決算書等の財務書類をもらって、財務健全性に懸念の兆候のある事業者に対してヒアリングを実施し、急に保育事業をやめてしまうといったことがないように対応しているもの。こちらと、先ほどの定員充足率の話を絡めて話させていただくが、こちらの審査渉外室でやっているヒアリングに対応している、いわゆる経営状態があまりよろしくない事業者が、全て定員充足率が低いというわけではない。かなりばらつきがあるというのが現状。一方で、本業の経営状態が悪くて、かつ充足率が低い施設は、もちろん高める余地があるのであれば充足率を高めるということを考えてもよいだろうし、あるいは、こちらの審査渉外室で一部支援しているように、事業譲渡、M&Aを進める中では、これまで事業譲渡が実現したところは、基本的には充足率は高いところが多かったと聞いているため、こういった対応を進める上でも充足率は高いほうが望ましいということも言えるのではないかと思っている。そのため、ヒアリングを引き続き進め、対応策を検討してまいる。一方で、財政上の懸念に関わらず、充足率が30%未満、かなり低い施設というのは、先ほどの資料Ⅰでお示ししたとおり。充足率が低くても経営に問題のないところは、かなり企業の体力に余裕のある、財政上余裕のある企業が従業員の福利厚生目的でやっていて、充足率が低くてもあまり気にしていないところもあるということ。そうすると、これからは、充足率が低くて、かつ事業の継続性に影響を与えかねないところを洗い出して、そちらへの対応をどうしていくのかということが必要だと考えている。その指標について、これから時間をいただいて検討してまいりたい。もし御意見、あるいは御指摘、このようにしたらいいのではないかという御示唆等あれば、いただきたい。また、充足率を高めていくに当たっては、各施設が行っている好事例を横展開するというのも一案かと考えているため、そういった収集も進めてまいりたい。

【質疑応答】

（石毛委員）

- ２点あり、１つ目は、保育の現場の素人としてお聞きしたいが、例えば、特別立入調査等をして不適切保育があった場合は、対象となった職員の方の配置転換を求めて、保育に携わらない部署への異動を指示するという指導をするものと理解。しかしながら、せっかくの保育士さんなので、保育に携わらないところに異動させるといっても、結局、やがては、また保育に携わるところに戻ってくるのではないか。転職してという意味ではなく、その同じ施設または同じ事業者の中で、保育に携わる部署に戻さざるを得ないのではないかと考えるが、そういう理解でいいか。そして、仮にそうだとすると、戻すという判断は、当該施設の運営者に任せられているのか、それとも、それについては児童育成協会において何らかの条件を付けるとか、あるいは、後でフォローする、問題解決していないのに元のところに戻さないようにフォローする、モニタリングするという施策はとられているのか。
- ２つ目は、資料Ⅱの15ページ、「施設承継支援への注力」という項目があって、「経営不振事業者に対する承継支援の実施」で、事業譲渡の結実が１件、進行中３件、M&Aの結実が１件、進行中が３件とある。この数字というのは、こども家庭庁では、どう評価されているのか。つまり、現段階では満足すべき数字だとお考えなのか、これは少ないと考えておられるのか。少ないのであればどうしようかとか、このままでいいと思うならばどうしてそう思えるのか。１件、３件、１件、３件というのを、

まずは今、どのように評価しお考えになっているのかというところをお聞かせほしい。

（児童育成協会）

・　１つ目の特別立入による不適切保育士の件について、基本的には元に戻さないというのが原則だと考えているが、施設によっては、こういう教育をしたという条件で戻してほしいという場合もある。そういう場合は、一定の期間、保護者に説明しているため、保護者の了解も得なければいけないというところもあるため、そちらのほうを加味しながら戻すということを許可する場合もあるが、その場合は必ずモニタリング、例えば午睡調査をモニタリングという形で実施している。

（石毛委員）

・　戻すときには、戻してもいいですかというふうに運営事業者さんから児童育成協会にお伺いが。

（児童育成協会）

・　来る場合がある。

（石毛委員）

・　来ない場合もあるのか。

（児童育成協会）

・　基本的には月次の申請を見て、ないように制限はしている。そこはチェックしているが、来た場合は、どういうふうに教育して、どうなのだという形でヒアリングをやっている。

（こども家庭庁）

・　２つ目の審査渉外室の施設承継支援の注力が多いか少ないかについて、まだこちらはやりはじめたばかり、令和５年度からということであって、その中で対応できるものは対応してきたということだと思っている。数的に目標をつくって、これをやってくれということをやっていたわけではない。ただ、経営状況監査をやった結果で、事業承継がなったものと、そうではなく、事業者さんが自主的にやっているものとそれぞれあるため、経営状況監査の中で財務健全性に懸念があるということを拾い出して、その中で取りこぼしのないようにしていくことが大事かと思っている。そういう意味では、今年度から財務健全性を評価する上での指標の拡大といったこともやっていただいていると聞いている。なかなか事業譲渡というものは、事業者が譲りたいといったから必ず受け手が現れるものでもないため、数字で成果目標というのは難しいが、少なくとも事業譲渡がなるにせよ、ならないにせよ、取りこぼしがないようにしていくこと。譲渡ができるものは譲渡するけれども、そうでないものについては引き続きフォローしてウォッチしていくというような、取りこぼしのない対応を続けていただきたいと思っている。

（高祖委員）

・　１つ目。定員充足率は、30%未満施設が256あるというお話で、経営状態と相関関係はひも付けできるものではないということで、人数が少なくても経営状態がいいのでやってくださっているところもあるというお話があった。そういうところはいいと思うが、あと、保育の質という観点からしても、１人だったらよくないから２人以上という、そういう単純なことではないが、そういうような観点もあると思う。そもそも充足率が低いところに、経営がよくないところが紛れていないのかというところはよくチェックしていただきつつ、人数が少ないところに対しては、質的なところでも立入りとかしてくださっていると思うので、そういう観点も引き続き見ていただきたい。要望的なところ。

・　２つ目として、不適切保育と午睡の抜き打ちについて、多少の指導、施設数など、実際の例も御紹介いただいたが、こちらも、施設を疑うわけではないが、監査が入って100%改善の報告が出ているということで、そこは一旦安心するが、施設の経営の雰囲気的なところで、また揺り戻しではないが、「分かりました、やります」と言っても、またちょっと緩くなってしまったり、それがこどもの命に関わるようなことになっては本当に困るので、そこは継続的に見ていただくような体制をぜひお願いしたい。

（馬場委員）

・　内部監査（専門的財務監査）について。企業主導型保育事業で一番気にかかるのは、預金の管理ができているかだが、財務監査の主な指摘事項の中には預金の管理が適正でないといった指摘は上がっていない。その指摘がないというのが、預金の管理状況を監査した結果、問題が検出されなかったのか、あるいは、そもそも現状の監査ではそこまでできないのか、そこが分からない。企業主導型保育事業の場合、本業を抱えている会社が当該事業を行うことも多くあり、保育のお金が、本業の赤字の穴埋めに使われていないかという懸念がある。それを回避するには、保育のお金を本業のお金と混ざらないよう区分管理をしなければならないが、そのような預金の区分管理がきちんとできているか、財務監査で確認されているかどうか、その辺りが資料では読み取れないため、懸念が払拭できない。それは、次のページの中長期的検討課題にも関係するが、保育事業の預金管理を専門的財務監査の中の主眼としてぜひ組み込んでいただきたい。長くなったが、現状の専門的財務監査において、預金の区分管理についてどの程度見られているのか教えていただきたい。また、預金の区分管理について今後の財務監査の重点項目として挙げていただきたい。これは要望。

・　別件だが、いただいた資料には職員の配置状況についての情報がないが、事業を廃止した施設、休止している施設の理由に、保育士を確保できないというのが令和５年度の回答には挙がっている。利用の充足率だけでなく、職員確保も事業の継続性のために必要なものだと思う。利用に見合った職員確保の状況について、協会がどのように把握されているか、この点を教えていただきたい。

・　最後だが、充足率と財務をクロス集計して問題を抱えた施設のあぶり出しに活用するということだが、そこに加えて、運営法人が企業主導型保育事業をおこなう目的、例えば職員の福利厚生のためなのか、あるいは保育事業を経営する目的なのか、そういった定性的情報や職員の確保（配置率、離職率）といったものもクロス集計の項目に加えて、問題を抱えた施設のあぶり出しに活用してはどうかと考える。これは要望。

（児童育成協会）

・　１点目の財務監査について。監査項目としては、収入の項目という形で、助成金の収入ということで収入トータルの入金等々についてはチェックしている。そのチェック項目はある。ただし、企業の形態によって異なるが、福利厚生をやっている場合が非常に大きいが、本社で一括して管理している場合がある。そういう場合は、区分経理をやっているため、その区分経理がちゃんとできているかどうかというチェックを今のところやっている。ただし、中長期課題として検討してきたが、限界もあることはあると思うが、意見を入れながら今後のやり方について検討してまいりたい。

（馬場委員）

・　会社によっては、預金を本社で一括管理されていると伺った。きっとそういう法人もあるのだろうと思う。そうした中で、保育事業の預金を他の事業に使われないようなやり方、本社で一括管理して

いるけれども、他の事業と保育事業の預金を法人はこのように区別している。そこの辺りを監査の中で見るようにしていただき、どのような区分管理の手法が考えられるのか、監査を通じて手法を検出していただいて、管理方法の具体的提案につなげていただくようにお願いしたい。

（安原委員）

・ 少し重なる部分もあるかもしれないが、財務的に課題があることと、充足率には、あまり相関関係がないということをお伺いした。ただ、財務的に課題があるということは、先ほどお話があったように、職員配置の面など、監査の時点では大丈夫であったとしても、その後、厳しくなっていくことが予想できる。特に朝夕の職員配置は、かなり厳しくなってくるのではないかと予測されるし、通常の監査であれば事前に分かっているため職員は配置されていると思うが、特別立入調査など通告なしで入ったときにはどうか、ということもあるかと思う。また、保育の質というところで、例えば給食の質などにも影響が出る可能性もあるため、財務的に厳しいことが分かっている施設は、充足率が高かったとしても要注意なのではないかと感じた。

（渡辺委員）

・ 遅れての出席で申し訳ない。感想と期待として２点ほど。まず、資料Ⅱの11ページのところで、研修についての話があった。不適切保育の防止の観点からも、抜き打ちの調査とか監査というのは大切だとは思うが、一人一人の、要は研修で質を上げていくというところが一つ大切なところだと考えている。その中で、施設長等研修を前回拝聴させていただいたが、横のつながりとか、自分たちの知らない保育のやり方というところの気づきという点で、底上げにすごく貢献していると考えている。一方で、これは私たちも全く同じだが、こういう研修に出てくれる方というのは、ある程度質の向上を目指しているようなモチベーションの高い施設で、本来、来てほしいところが来てくれないという課題もあるため、そこは、実は私どもも、来てほしい施設がどう来るかというところを悩んでいるため、企業主導型の研修の中でほかの都市の事例で何かいい研修の参加の仕組みがあれば、一緒に検討させていただければとうのが１つ目。

・ ２つ目として、資料Ⅱの最後にあったとおり、M&Aや事業譲渡に関して、私どもも認可保育所のほうで事業譲渡をしたいというような相談を受けて、実際に行っている例も多々ある。いろいろな状況があるというのが正直なところで、経営的に厳しいとか、施設長の高齢化とか、中には施設としてはしっかり運営できているが、事業母体のほうが事業に専念したいので手放したいというお話も聞いているところ。その中で、今後いろいろな分析をされると思うが、一概にこれという目安がない中で、どういう形で分析していくかというところは私どもも注視しているし、ぜひ情報交換をさせていただきたい。

（児童育成協会）

・ １つ目の施設長等研修について、今年度も全国７か所で９回開催し、おっしゃるように、３回目でほぼ準固定化してきている。この研修そのものは地域のコミュニケーションにも役立っていると思う。また、いらっしゃる方の満足度も非常に高い研修のため、ぜひ続けていきたいが、おっしゃるとおり、来てほしい人と来たいという方が100%マッチするかというと必ずしもそうではないため、そこをどう工夫していくか。御提案もいただいたので、私どもとしても、この研修、各地域の自治体の方にもお声がけしてオブザーバーで来ていただいているため、意見交換をさせていただきながら、次年度以降、そういった工夫も凝らしていきたい。

（吉田座長）

・　私からも何点か申し上げる。全て要望と受け止めていただきたい。１つ目として、研修受講については、どこへ行っても研修は参加する人とそうでない人がいて、むしろ参加しない人に受けてもらわなければいけないのが悩ましいところだと思う。具体的にどう改善するかというのはなかなか難しいことかもしれないが、研修を受講したことのインセンティブを何かの形で設けるということは当然重要だと思うのでで、その辺、御検討いただければ有難い。

・　２つ目として、資料Ｉの10ページ、定員充足率を分布でというのは、再三この委員会においても要望してきたところ。今後、ピムス、システムを使っているので、そのシステムがこういう分析にも使えるようになれば、もっと細かい丁寧なデータが出せると思うので、そのことを前提に要望。今回、定員充足率、ようやく30%未満施設が５%刻みで出てきた。そうすると、今まで左側の縦の棒グラフからすると、30%未満は細い線で全然状況が見えなかった。５%刻みで30%未満を見ると、かなりいろいろなものがこれだけでも実は見えてくるが、もう少し分析的な視点から申し上げると、例えばこれを、企業主導型保育事業は小規模が多いので、例えば19人未満の施設の場合、それから、例えば50人未満の施設の場合、100人未満の施設の場合、そういったような定員規模別で充足率を見ると、恐らくまた違う特徴が見えると思う。もう１つは、設置類型が単独設置、あるいは共同設置、保育事業者設置と大きく３つあるため、これも設置類型別に30%未満の５%刻みで見ると、また違うデータ傾向が見えるだろうと思う。また、危険信号も、単独設置、共同設置の場合と、保育事業者がやっている場合はかなり特性が違うということは御承知だと思うため、その辺がデータ化されると、相関関係が逆により見えてくるということはあり得ると思う。もちろん、従業員枠と地域枠ということもそう。例えば、小規模な施設で従業員枠は５人しかありませんというと、そこに２人しかいなければ充足率はものすごく低い。でも、経営的に大したことはない。しかし、一方で、地域枠が30人ありますといって、これが10人ぐらいしかいないとかなり厳しいということになるため、同じ充足率でも規模別であったり、地域枠、従業員枠等によってかなり違ってくるため、その辺を丁寧に見ると、事前にいろいろなシグナルが、危険信号が読み取れると思う。それも、先ほども似た話があったが、例えば横軸に充足率を取って、縦軸に財務状況を見ると、財務状況も、施設運営の財務状況もあれば、設置者そのものも財務状況という問題もある。施設運営は健全だけれども、設置している会社そのものの経営が傾いたのでこの事業を手放すとか、M&Aで売ってしまいたいということもあるし、あるいは、先ほども出たが、職員の配置状況とか、もっと言えば離職率とか、そういったデータを加味すると、こういうものも複合化していくと相当なものが実は見えてくると思う。ピムスが活用できるのであれば、そういう観点から分析していただくと、かなり早めにいろいろな兆候が読み取れて、冒頭、お話があったような膨大なエネルギーを使わなくていい。予防、回避ということが基本になるため、それをぜひ御検討いただきたい。

・　３つ目として、資料Ⅱの中で、いろいろな指導監査の具体例で、例えば給与規程の支給項目と実際の支給項目が一致していないとかいろいろ挙がっているが、これも全部件数を出していただきたい。全部等価に出てきているわけではなくて、これが結構多いとか、これは１件しかなかったとか、例えば、「労働条件通知書の記載事項と実態に差がある」が３件だったり、「年５日以上の年次有給休暇の取得ができていない」が15件あったとか、ただ項目だけでなくて、どのぐらいの頻度で件数的に出てきているかというのを示していただくと、我々この委員会での検討の参考になるし、頻度の多いも

のについては、そこはより丁寧に見なければいけないだろう。４ページのところで申し上げると、専門的労務監査500に対して、文書指摘391、口頭指摘491とあるが、10ページの午睡606件については、文書とか口頭ではないかと思うが、606件の抜き打ちに対して、問題が指摘された件数は何件であったのかとか、その件数が抜けているので、それもできればお示しいただきたい。

- 最後に15ページのM&Aについて。これは協会さんが関与・介入されている件だと思うが、恐らく現実的には地方の認可保育所も含めて、銀行その他のところがM&Aを介入しているケースが少なからずあるため、なかなか把握は難しいと思うが、協会が主導的にM&Aに関わっているケースと、それ以外でも進んでいるケースがあるため、これは事後把握になるかもしれないが、ほかの要因で動いているM&Aも今後出てくる可能性はかなりあると思うので、可能な限り、事後でもいいので、そういう状況もデータを把握していただきたい。このページのデータの収集・分析に関して、今、いわゆる認可の保育所、認定こども園、給付の幼稚園等が、経営情報の継続的な見える化ということでシステム化を進めようとしていて、その際もデータの収集・分析、特に分布等も見ようということで、今後具体的に検討が進むと思うので、この企業主導型保育事業についても、経営情報の見える化はそういう動きとリンクすると思うので、その辺の動きも目配りをしてデータを取っていただきたい。逆に、こちらのシステム、ピムスが先行的にかなりいい形で進んでいて、企業主導型の経営者の話もいろいろ聞いているが、以前に比べるとかなりよくなっている。先ほどのように、取り込んでいるICTとの連携がかなりできる。一部エクセルが取り込めないのが困るとかいろいろな細かい意見はあるが、それなりによくできているので、先行的なそういうものも、こども家庭庁のほうもピムスでどの程度の情報を取ってうまく施設と連携しているかというのは実例として役に立つので、少し参考にしていただくといいかと思う。
- それでは、一通り構成員の皆様方からいろいろな御意見、あるいは御要望をいただいた。これらの御意見、あるいは要望を受け止めて、適切な事業実施に努めていただきたく、よろしくお願いしたい。また、補助事業、それから、委託事業についても、児童育成協会様に実施いただいているということで、国のみならず、児童育成協会のほうにおかれても、本日、様々出していただいた御意見、御要望について、引き続き真摯に御対応いただきき、今年度の協会の業務にも反映していただきたい。それを踏まえて次回の本委員会では、そうした取組、あるいは反映状況について、また改めて御報告いただきたいので、先ほどのようにデータももう少し整理をして、より有益な意見をお聞きして、充実した事業につながるようなことを期待したい。また、次回の日時や場所等については、事務局のほうから追って御連絡いただけることかと思う。それでは、これにて、第18回点検・評価委員会を終了したい。構成員の皆様方、御参集の方も、オンラインの方も、お忙しい中、御協力いただきましてありがとうございました。

４．閉会